

労働トラブルに巻き込まれないために

◆ 基本のきほん

◎ 普段の心構え

就職する時、労働条件を使用者との口約束だけで決めて、労働契約書を取り交わさない例が見受けられます。しかし、一旦トラブルに巻き込まれた際には、どのような契約・労働条件の下で働いていたのかが重要になります。法律でも、使用者は賃金・労働時間・労働契約の期間・就業場所・業務内容など、一定の事項を書面で労働者に明示するように定めています。(労働基準法第15条)

ですから、就職の際は労働条件について書面(労働契約書・労働条件通知書など)にしてもらうよう心がけ、公共職業安定所(ハローワーク)の求人情報で就職した時は、求人票は保管しておくようにしましょう。

また、就職後も、給与明細を保管する、就業規則があればその内容をチェックするなどして、普段から自分の労働条件がどのようになっているか注意しておくことが大切です。

◎ 労働トラブルに巻き込まれそうになった時、巻き込まれた時…解雇、退職をめぐるトラブルの場合

意に反する出向を命じられた、退職を迫られた等々、労働トラブルに巻き込まれそうになった時は、その内容や経過をきちんと記録しておくことが何より重要です。

「今辞めてくれれば退職金を3か月分上乗せするから」と言われて仕方なく退職したのに、退職後に上乗せ分を請求したら、「そんな約束をした覚えはない」などと言われたり、執拗な退職強要に疲れ果てて退職届を書かされたのに、後になって、「自分から辞めたいと言って退職届を出した」などと言われてしまい、トラブルになるような例も見られます。

ですから、例えば会社から呼び出されて退職を強要された場合は、その日時や言った人、言われた内容等を必ずその都度メモしておきましょう。そして、「明日から来なくていい」「辞めろ」などと言われたような場合は、それが解雇なのか、「退職届を出して欲しい」という意味なのかをその場で確認し、解雇だという時は、必ず書面でその旨を書いてもらいましょう。

あなたが書いておいた事実の経過が、たとえ単なるメモのようなものであっても、それらが本格的なトラブルや裁判になった時に、力を発揮することもあります。

また、会社から最終通告をされる前に、県の労働センターや弁護士などに相談し、アドバイスを受けたり、あっせんを頼むというのも良い方法です。

会社としても、最初はそれほど深い考えなしに行っていたことが、最後には引っ込みがつかなくなってこじれるという例はよくあります。会社が後戻りできる初期の段階に対処をすればするほど、あなたの権利を守ることができる可能性が高くなることを覚えておいてください。

「不安な時はまず相談」。自分の権利は自分で守るということを中心にしてください。

◆ 神奈川県の労働相談

労働相談は、労使間のトラブルが円満に解決され、合理的な労使関係が確立できるように中立的な立場から問題点を整理し、法律や判例の考え方を説明したり、その状況にふさわしい具体的な解決方法や解決に至る道筋を助言するものです。

対象となる相談は、労働組合など集団的労使関係の問題、賃金・労働時間などの労働条件、解雇・賃金不払い・セクハラなど個別的な労働問題、就業規則の改定など、働くこと・雇うことに関することです。(なお、求人・求職については、専門の機関である公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。)

相談窓口は、職員が対応する一般労働相談のほか、弁護士による相談などいくつかの種類があります。また、特別・街頭労働相談など臨時の相談窓口については、「県のたより」などを通じて事前に会場や日程を広報しています。

また、相談者や相手方から希望があった場合、労働センターの職員が、労使の自主的な話合いの仲介等を行う「あっせん指導」もあります。

なお、相談はすべて無料、秘密厳守。弁護士相談や特別・街頭労働相談など一部を除き、電話での相談もお受けします。

● 相談窓口一覧

土・祝・休日、年末年始(の閉庁日)を除きます。12時から13時を除いた時間が相談時間です。

相談終了時間の30分前までにお電話、またはご来所くださるようお願いいたします。詳細はかながわ労働センター本所・各支所へお問い合わせください。

要予約のマークがあるものは、前日(土・日・祝休日を除く)までに予約が必要です。職員が内容を伺って受付します。

■かながわ労働センターの労働相談窓口（令和7年4月1日現在）

- ◆土・祝・休日、年末年始の閉庁日（12月29日から1月3日、日曜労働相談については、12月28日から1月5日）を除きます。
- ◆12:00～13:00を除いた時間が相談時間です。相談終了時刻の30分前までにお電話またはご来所くださるようお願いします。
- ◆**要予約**のマークがあるものは、事前に予約が必要です。職員が内容を伺って受付します。なお、**要予約★**は前開庁日の16時までにご予約ください。
- ◆相談方法「オンライン★」は「★オンライン労働相談」の2次元コードより詳細をご覧のうえご予約ください。
- ◆掲載内容は変更となる場合があります。詳細はかながわ労働センター本所・各支所へお問合せください。
- *については祝日等により変更する場合があります。

相談窓口	相談場所		電話番号	相談日	相談時間	相談方法
一般労働相談	本所		045(662)6110	月～金曜	9:00～17:00	電話・来所 オンライン★
	川崎支所		044(833)3141			
	県央支所		046(296)7311			
	湘南支所		0463(22)2711(代)			
出張労働相談	県横須賀合同庁舎		045(662)6110 要予約★	火曜	9:00～17:00	来所のみ
	県小田原合同庁舎		0465(32)8000(代)	水曜	9:00～17:00	電話・来所
	相模原市中央区役所		042(769)8230	木曜	9:00～16:00	
	県足柄上合同庁舎		0463(22)2711(代) 要予約★	第3金曜	9:00～17:00	来所のみ
日曜労働相談	本所		045(633)6110(代)	日曜	9:00～17:00	電話・来所
夜間労働相談	本所		045(662)6110	火曜	17:00～19:30	電話・来所 オンライン★
	川崎支所		044(833)3141 要予約	第3木曜*（電話・来所のみ）		
女性のための労働相談 （女性職員対応）	マザーズハローワーク横浜		045(320)0335	第1・3金曜*	9:00～17:00	電話・来所
	本所		045(662)6110 ※女性相談希望とお伝えください。	第2・5金曜*		
（女性弁護士対応）	本所		045(662)6110 要予約	奇数月 第2火曜*	13:00～16:00	来所のみ
	マザーズハローワーク横浜		045(662)6110 要予約	第4金曜*		
	マザーズハローワーク相模原		046(296)7311 要予約	偶数月 第3木曜*		
弁護士労働相談	本所		045(662)6110 要予約	第1・3・5火曜*	13:30～16:30	来所のみ
	川崎支所		044(833)3141 要予約	第4火曜*		
	県央支所		046(296)7311 要予約	第3水曜		
	湘南支所（5・9・1月は県小田原合同庁舎で実施）		0463(22)2711(代) 要予約	第2水曜*		
外国人労働相談 （専門相談員・通訳対応） 	本所	中国語	045(662)1103	第2木曜* 第1・2・3・4金曜*	13:00～16:00	電話・来所
		ベトナム語	045(633)2030			
		スペイン語	045(662)1166			
		ネパール語	045(662)1166			
	県央支所	ポルトガル語	046(221)7994	木曜		
		スペイン語				
働く人のメンタルヘルス相談 （カウンセラー対応） 	本所 申込みは ホームページからも		045(633)6110(代) 要予約	第2・3・4水曜	13:30～16:30	来所
	オンライン メンタルヘルス相談		パソコン・スマートフォンを利用して希望の日時に実施します。 要予約 但し各月の予約可能枠には上限があります。			オンライン
メール労働相談	申込みはホームページから https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mail.html 		★オンライン労働相談 9:00～16:30 12:00～13:30を除いた時間 火曜 17:30～19:30		県電子申請システムから 要予約 (2開庁日前の16時まで予約可能) 火曜 17:30～19:30 (1開庁日前の8時半まで予約可能)	

上記以外にも、駅前等で「街頭労働相談会」を随時実施しています。
詳細については、かながわ労働センター本所・各支所へお問合せください。